

## 5) 共犯

この章は、複数の人による犯行である「共犯」に関する用語です。具体的な事例に則して使用例や解説をする方が分かりやすいため、1つの「共犯ストーリー」を作りました。各用語の事例では登場人物を「A, B, C」と表記しますが、それはこのストーリーにしたがったものです。

### 共犯ストーリー

#### 事件名

住居侵入, 強盗致傷

#### 登場人物

実行共同正犯 = A, B

共謀共同正犯 = C

教唆犯 = D

従犯 = E

被害者 = F

#### ストーリー

- ・ A, B, C がいるところへ, D が来る。
- ・ D は, 金がないという A, B, C らに対し, C の勤務先の社長 F 宅に強盗に入ったらどうかと提案する。その際, ナイフでも持って行けば, F は抵抗できないだろうなどと助言する。
- ・ A, B, C は, それはいい考えだと思い, ナイフを持って F 宅に強盗に入ることを決意する。
- ・ D は, それで帰る。

【D の提案によって, A, B, C が強盗を決意】

- ・ A, B, C は, 計画を練る。
- ・ C は, F に顔が割れているので, 実行犯には加わらないことに。A, B が実行役と決まる。
- ・ C は, F 宅に行ったことがあるので, 間取りなどを A, B に説明する。
- ・ 奪った金の分け前は, C にも渡す約束。
- ・ A, B, C はナイフを持っていなかったため, A の後輩 E にナイフを借りることにした。

【A, B, C で強盗の共謀】

- ・ A は, E にナイフを貸してくれと申し出た。
- ・ E は, 何に使うのだと聞いた。
- ・ A は, 正直に, F 宅に強盗に入ること, F を脅すためにナイフが必

要であることを説明した。

- ・ Eは、先輩の頼みなので、断れずにナイフを貸した。

【Eは、Aらにナイフを貸すことによって、強盗をやりやすくする】

- ・ AとBは、F宅に侵入。
- ・ AがEから借りたナイフでFを脅す。
- ・ その際、Fが抵抗したので、Aは持っていたナイフで、Fに、手に全治10日間の怪我をさせた。
- ・ そのすきに、Bが金を探し出し、現金100万円を奪う。

【Aは脅す役、Bは金を奪う役という役割分担】

【A、Bは、住居侵入、強盗致傷の共同正犯】

【Cは住居侵入、強盗致傷の共謀共同正犯】

【Dは、住居侵入、強盗致傷の教唆犯】

【Eは、住居侵入、強盗致傷の従犯】

## 1 共同正犯・共謀共同正犯

### 共同正犯

2人以上で一緒になって犯罪を行った人たちを言う。犯罪行為の一部しかやっていない人でも、全部について責任を問われる。

### 共謀共同正犯

直接手を下していない人でも、犯罪の計画に加わって重要な役割を果たしていれば、共同正犯となることがある。

\* 共謀共同正犯がいる場合は、それとの対比で、実行に出た人を「実行共同正犯」ということがあります。

### 使用例（p.63「共犯ストーリー」のA，B，Cについて）

#### 冒頭陳述で

検察官「被告人Aは、被害者Fの手をナイフで刺して全治10日間のケガをさせ、そのすきにBは、金を探し出し現金100万円を奪いました。AとBは、強盗致傷罪の共同正犯です。」

#### 最終弁論で

弁護士「検察官は、Cが、AとBと一緒にこの強盗の計画を練ったとして、共謀共同正犯だと主張していますが、Cは単に、F宅に金がありそうだと教えてただけで、正犯と評価できるものではありません。」

### 裁判員のための解説

#### 1 共同正犯

- ・ Aが被害者を殴ってケガをさせ、倒れた被害者のポケットからBが財布を奪うと、AもBもどちらも同じく、『強盗致傷罪の共同正犯』となります。
- ・ ケガをさせただけなら「傷害罪」、財布を盗っただけなら「窃盗罪」なのですが、このように共同して行なった犯罪は全体を通じて一連の行動と見るのです。共同正犯となれば、Aはケガをさせたことだけでなく財布を奪った責任も問われ、Bは財布を奪ったことだけではなくケガをさせた責任も問われ、2人とも「強盗致傷罪」になります。
- ・ 一般に、「主犯」という言葉が「中心的な役割を果たした人」という意味で使われます。これに対して、「共犯」「共犯者」が、「従的な役割を果たした人」という意味で使われることがあります。しかし法律用語「共同正犯」は、役割上の主従関係とは関係なく、「強盗致傷罪」という犯罪を一緒に行なったとして責任を問われることを意味します。

- ・ A Bそれぞれが果たした役割の軽重は、「量刑」( p.51 )で評価されることになります。

## 2 共謀共同正犯

- ・ Cが、AとBにこのような強盗を命令しただけで現場に行かず、ケガをさせたり財布を奪ったりする行為に全く加わっていなかった場合でも、共謀共同正犯として強盗致傷罪に問われることがあります。
- ・ 裁判では、犯罪行為の現場にいなかった人が「共謀共同正犯」として起訴され、弁護側がそれには該当しないとして争うことがあります。犯罪行為に直接加わっていない人を、実際に犯罪行為を行なった人と同様に処罰することになるので、慎重な検討が必要になります。
- ・ また、計画に加わっても、重要な役割を果たしたとは見られない場合には、「教唆犯」となることがあります( p.68 )。

## 法律家のための解説

- 1 一般的に「共犯者」というと、「主犯者(主たる犯罪者)ではない者」というイメージがあり、従犯のような感覚で捉えられやすいものです。そこで、一般的な「共犯者」のイメージとは異なり、全員が「正犯」としての責任が問われるという「共同正犯」の説明が求められます。

ただし、共同正犯でも全員が同じ量刑になるわけではないことへの配慮が必要になります。

### 2 正犯としての説明

客観的に実行行為の分担を行い、かつ共同正犯者間に意思の連絡があることを分かりやすく伝える言葉としては、「一緒になって行う」が適切でしょう。

「2人以上で一緒になって犯罪を行った場合に同じ責任を負う」という説明が考えられますが、

「同じ責任」というと、量刑が同じというニュアンスが出てしまう。

「責任を負う」とすると、既に立証が終了しているような感覚を伴ってしまう。

そこで、「同じ責任」から「同じ」をとることによって、共同正犯者の中で量刑は異なることを含ませることとし、「責任を負う」ではなく、「責任を問われる」とすることによって、裁判で立証が成功することによって初めて、正犯としての責任を負う旨を明らかにすることとしました。

### 3 共謀共同正犯の説明

形式的に共謀があれば、直ちに共謀共同正犯が成立するわけではなく、共同実行と評価できるだけの共謀関係が認定されなければなりません。そこで、「何が重要か」という問題は残りますが、「直接手を下していない人でも、犯罪の計画に加わって、重要な役割を果たしていれば共同正犯となることがある。」としました。

刑法学においても、共謀共同正犯の成立条件や、正犯と共犯の区別基準については、諸説があり、統一されていません。表現は非常に難しいのですが、「自分でやったのと同じくらいに強い影響力を及ぼした場合」は共同正犯、それに至らない場合は「教唆犯」というのが一応の説明でしょう。

関連語 教唆犯，従犯

## 2 教唆犯（きょうさはん）

他人をそそのかして犯罪を行なわせた人。

### 使用例（p.63「共犯ストーリー」のDについて）

教唆を受けて実行行為をした人が起訴された事件

検察官 「AとBは、Dの教唆のもとに、強盗に及び、Fに傷害を負わせました。」

教唆犯自身が起訴されている事件

検察官 「DはA Bに、F宅に強盗に入ったらどうかと教唆して、A Bは犯行に及びました。」

Dが共犯（共謀共同正犯）で起訴され、教唆に過ぎないとして争う場合

弁護人 「Dは強盗致傷の共同正犯ではなく、単にBを教唆したに過ぎません。」

### 裁判員のための解説

- 1 Xが、YをそそのかしてZを殺す気にさせ、Yが実際に殺人行為を行なった場合は、Xは殺人行為を全く行っていなくても、「教唆犯」として、自ら人を殺した場合のように責任を問われます。
- 2 自らは犯罪行為を行わないという点では、共謀共同正犯（p.65）と似ていますが、自分でやったのと同じくらいに強い影響力を及ぼしたとまでは言えない場合に、教唆犯となります。

### 法律家のための解説

- 1 教唆という言葉は、法律用語としては、教唆犯が処罰されるのは正犯が成立する場合であるが、特別法で、正犯が成立しなくても処罰対象となる例外があること（破壊活動防止法38条～41条）、教唆犯に近い概念に「共謀共同正犯」があることなど、厳密さを求めると詳細な説明が必要となります。
- 2 しかし実際に法廷に現れるのは、上記の使用例のように、それぞれの事例に対応した表現となります。法廷では、法律上の教唆犯の成立条件全てをイメージして説明をする必要はあまりないでしょう。「主犯が実行行為を行った場合に処罰される」という説明は、かえって裁判員を混乱させる可能性があり、常に行う必要はないと思われれます。ただし、正犯の存在が証明できないような事例においては、教唆犯の成立要件を欠くことを、裁判員に説明する必要があります。
- 3 共謀共同正犯との違いについては、それが争点となる場合、十分な説明が必要となります。

**関連語** 共同正犯・共謀共同正犯、従犯

### 3 従犯

他人の犯罪を補助した人。自ら犯罪を行った場合よりも、軽い刑を適用しなければならない。

#### 使用例 (p.63「共犯ストーリー」のEについて)

##### 最終弁論で

弁護人 「被告人Eは共同正犯として起訴されましたが、Eは事件現場で突然見張りを頼まれただけであり、従犯に過ぎません。」

##### 評議で

裁判官 「被告人Eは共同正犯なのか、従犯なのか、みなさんのご意見を伺いましょう。」

#### 裁判員のための解説

- 1 犯罪を実際に行った人だけでなく、その犯罪を補助した人も『従犯』として責任を問われます。ただしその処罰は、実際に行なわれた犯罪について定められている刑の、2分の1の範囲に減軽 ( p.53 ) することになっており、実際に犯罪を犯した人より軽い刑が適用されます。なお、刑法62条は、「補助」ではなく「幫助」という言葉を使っています。
- 2 『従犯』の例は、見張り行為、凶器を貸す、再婚相手が妻の連れ子を虐待するのを妻 ( 実母 ) が見ていながら止めようとしなかった場合などです。  
見張り行為は、共同正犯とすべきか、従犯と見るべきかが争われることがあります。

#### 法律家のための解説

- 1 共同正犯との対比で考えた場合、表現としては「犯行を手伝う」「犯行の便宜を図る」「主犯を援助する」「主犯を支援する」といったものが考えられます。
- 2 「手伝う」は、共同正犯において説明した「一緒になってやる」のニュアンスが入ってしまい、共同正犯と従犯の区別が十分明らかになりません。
- 3 「便宜を図る」は、「道具を貸す」といったイメージであり、精神的犯意を強めるといった側面が足りないでしょう。
- 4 「援助する」は、財政的側面の印象が強くなり、「支援する」では、支援する側 ( 従犯者 ) が優位に立っているようにも思われます。  
以上を考慮して、「幫助」のニュアンスがもっとも伝わりやすい表現として、「補助」を用いることにしました。

**関連語** 共同正犯・共謀共同正犯、教唆犯